

公的年金等を受給されている方へ 確定申告不要制度 について

公的年金等の収入金額（複数ある場合は合計した金額）が
400万円以下 であり、かつ、公的年金等に係る
雑所得以外の所得金額が **20万円以下** の場合、
所得税の **確定申告は不要** です。

400万円以下とは？

「公的年金等の源泉徴収票」のここをチェック！

令和	年分	公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ) 氏名	生年月日	年金の種類
区分	支払金額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円		
所得税法第203条の3第7号適用分	円		
本人	源泉徴収対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数
特別障害者	ひとり親	一般	老人
源泉徴収対象配偶者 (フリガナ) 氏名	区分	特別	人
控除対象扶養親族 (フリガナ) 氏名	区分	特別	人

令和	年分	公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所 (フリガナ) 氏名	生年月日	年金の種類
区分	支払金額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円		
所得税法第203条の3第7号適用分	円		
本人	源泉徴収対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数
特別障害者	ひとり親	一般	老人
源泉徴収対象配偶者 (フリガナ) 氏名	区分	特別	人
控除対象扶養親族 (フリガナ) 氏名	区分	特別	人

この部分の合計金額を確認してください。

お手元に「公的年金等の源泉徴収票」が複数ある場合は、年金を受け取っている方の氏名が同一のものを合計してください。

公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合は、裏面の「公的年金等に係る雑所得以外の所得の計算の目安」をご覧ください。

公的年金等に係る雑所得以外の所得の計算の目安

所得の種類	所得の内訳	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与 パート収入 など	$\begin{array}{c} \text{(給与等の収入金額)} \\ \boxed{} \text{円} - \text{(給与所得控除)} \\ \boxed{} \text{円} = \text{①} \boxed{} \text{円} \end{array}$ (マイナスの場合は、0円) ※ 給与所得控除の額は、国税庁ホームページなどでご確認ください。
雑所得 (公的年金 等以外)	個人年金 原稿料 など	$\begin{array}{c} \text{(個人年金等の収入金額)} \\ \boxed{} \text{円} - \text{(掛金・経費等)} \\ \boxed{} \text{円} = \text{②} \boxed{} \text{円} \end{array}$ (マイナスの場合は、0円)
配当所得	株式の配当 出資の配当 など	$\begin{array}{c} \text{(配当等金額)} \\ \boxed{} \text{円} - \text{(負債の利子)} \\ \boxed{} \text{円} = \text{③} \boxed{} \text{円} \end{array}$ (マイナスの場合は、0円) ※ 上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。
一時所得	生命保険の 満期返戻金 など	$\begin{array}{c} \text{(受取保険金等)} \quad \text{(既払込保険料等)} \quad \text{(特別控除額)} \\ (\boxed{} \text{円} - \boxed{} \text{円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = \text{④} \boxed{} \text{円} \end{array}$ (マイナスの場合は、0円)
計算結果	$\text{(① - 所得金額調整控除)} + \text{②} + \text{③} + \text{④} = \boxed{} \text{円}$ ↑ 20万円を超えるときは、確定申告が必要な場合があります。 ※ 所得金額調整控除とは、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものです。 計算方法の詳細は、国税庁ホームページなどでご確認ください。 ※ 事業所得・不動産所得等その他の所得がある場合は、そちらも合算した上で判定してください。	

確定申告が不要となる場合でも…

注意事項

- 住民税の申告が必要となる場合があります。住民税に関することは、お住まいの市町村（札幌市は市税事務所）にお尋ねください。
- 源泉徴収された税額の還付を受ける場合や上場株式等の譲渡損失を翌年に繰り越す場合などは、確定申告書を提出することができます。

確定申告書の作成は、「スマホ申告」が便利です！

確定申告書を作成する場合は、感染症対策の観点からも、ご自宅等からのマイナンバーカードを利用したスマホ申告がおすすめです。

くわしくはこちら

確定申告

